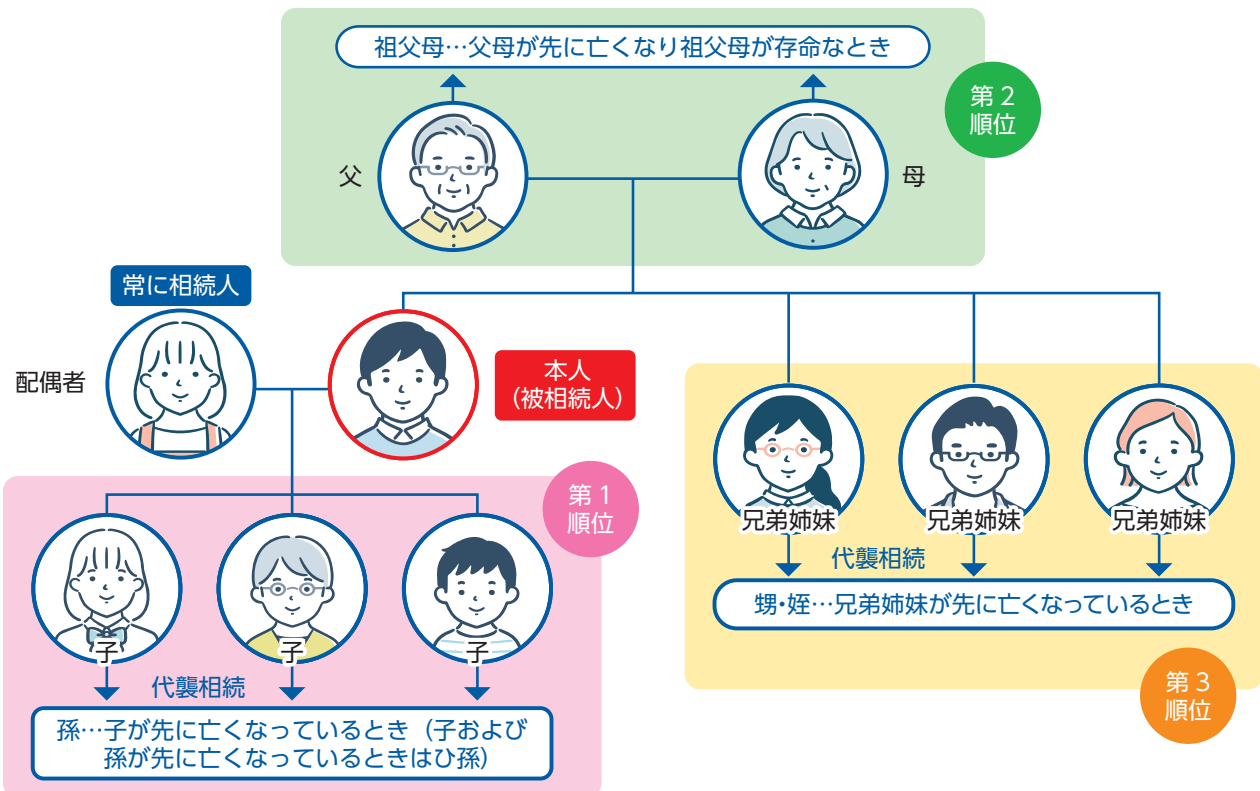


# 法定相続人について

## 1. 法定相続人とは

お亡くなりになられた方（被相続人）の財産を相続できる相続人は、民法でその範囲（順位）が定められています。同じ順位の相続人が複数いる場合は同順位の全員が相続人になります。

法定相続人の範囲は、「第1順位の範囲の相続人がいない場合、第2順位の範囲の相続人」、「第1順位・第2順位の範囲の相続人がいない場合、第3順位の相続人」に移動します。



## 2. 法定相続人の範囲は

配偶者	配偶者は常に相続人になります。
第1順位	被相続人に子がある場合には、「子」。子が被相続人より先に亡くなっている場合は、「直系卑属（孫・ひ孫等）」
第2順位	被相続人に第1順位相続人がいない場合は、「父母」。父母が被相続人より先に亡くなっている場合は「直系尊属（祖父母等）」。
第3順位	被相続人に第1順位・第2順位相続人がいない場合は「兄弟姉妹」。兄弟姉妹が被相続人より先に亡くなっている場合は「甥・姪」（一代限り）
代襲相続	本来相続人となる被相続人の子又は兄弟姉妹がすでに亡くなっていた場合等に、その者に代わって相続することをいいます。
再転相続	相続人が被相続人の相続をするかしないか選択しないまま亡くなってしまった場合に発生する相続のことをいいます。
数次相続	被相続人の遺産相続が開始した後、「遺産分割協議」を行わないうちに相続人が亡くなり次の遺産相続が開始される相続のことをいいます。